

死亡労働災害 昨年を上回る!!

千葉労働局 健康安全通信

年末災害防止特集 ~今日もゼロ災害 明日も笑顔で キャンペーン~

令和7年の死亡災害が昨年数値を上回りました。作業標準に基づき点検確認を実施し、手順省略しないで慎重に作業にあたり、健康と安全をおみやげに持ち帰り、明日も笑顔で働くみんなのねがいを実現しましょう。

本年11月中に死亡労働災害が3件発生して、全産業を合計した死者者数は30人となり、昨年の確定値(29人)を上回りました。

年末、各事業場とも改めて職場の総点検を行い、災害防止に万全を期してください。その際は、各事業場でこれまでに発生した労働災害とヒヤリハット事例を踏まえるようお願いします。

以下に、本年発生した死亡労働災害事例をご紹介します。各職場で共有いただき、KYT(危険予知訓練)やツールボックスミーティング(安全作業のための打合せ)などにご活用ください。

安全管理で、大切なことは、

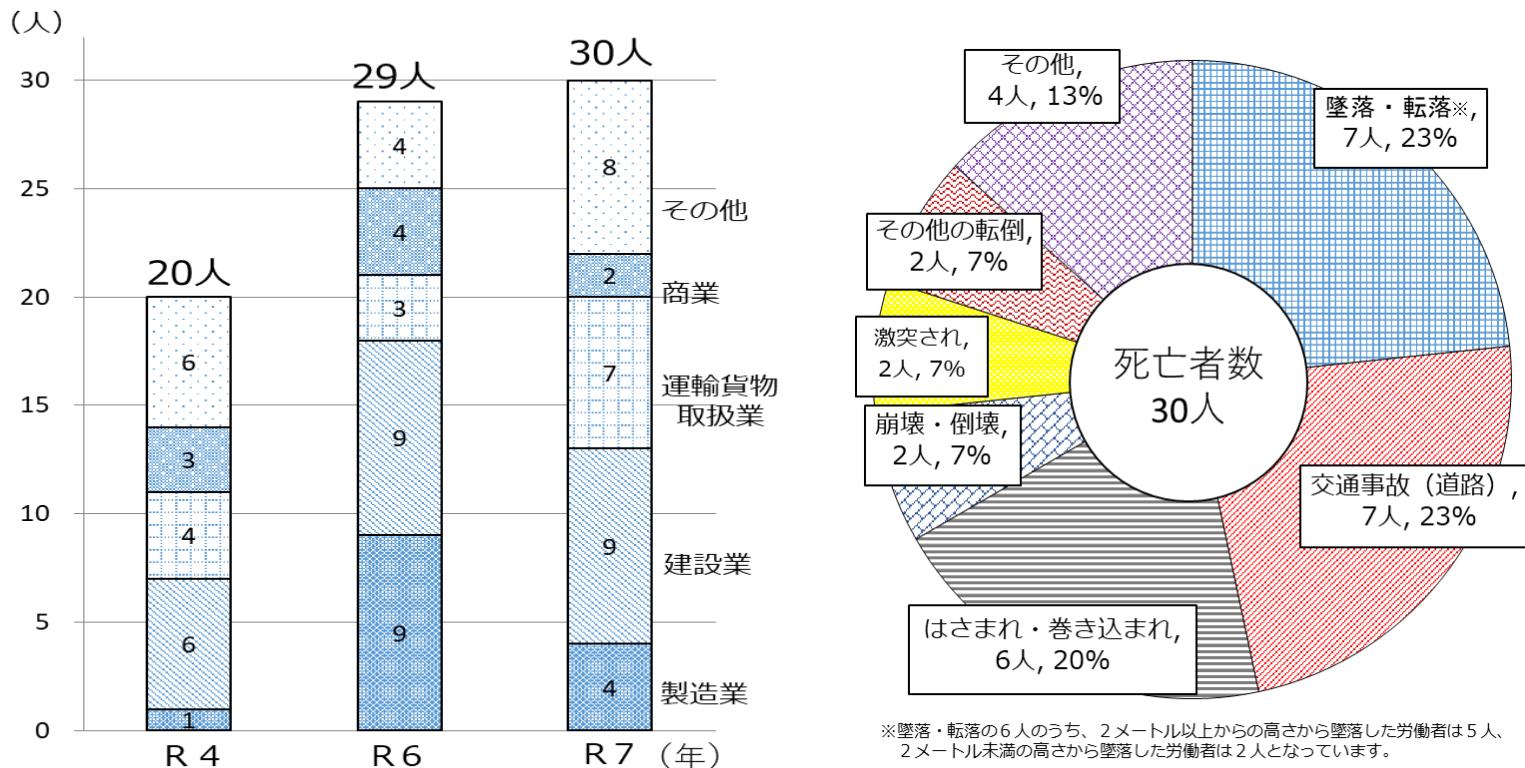
P(plan計画)⇒D(Do実行)⇒C(Check検証)⇒A(Act検証に基づく実践)を繰り返しながらその質を高めていくことにあります。

日々の作業を開始する時点で、当日の作業計画を関係者に共有してステークホルダ(関係者)間の意識合わせを十分に行ってください。

また、災害防止活動に役立つ情報サイトを2次元コードでご案内しておりますので、ご確認ください。

1 令和7年死亡労働災害発生状況 (令和7年11月末現在)

※ 各年1月1日から11月末日までに発生した労働災害で、11月末日までに報告があったもののうち新型コロナウイルス関連を除いたもの。



出典：死亡災害報告

2 令和7年発生の死亡災害概要（事故の型「はまれ・巻き込まれ」）

千葉県内で、令和7年1月1日から11月30日までに「はまれ・巻き込まれ」により、6人の労働者が死亡する労働災害が発生しています。事業者の皆様におかれましては、下表と類似の災害を防止するため、事業場内の安全衛生活動の総点検をしていただくようお願いします。

業種	災害発生状況	あなたの職場に類似の作業場所・内容等はありますか？
1 セメント・同製品製造業	蓋付きのコンクリートミキサー内部の清掃作業中、同ミキサー内部から出ようとしたところ、同ミキサーの蓋と本体との隙間（出入口）に上半身がはまれた。災害発生時、蓋と本体との隙間間隔を調整するエアシリンダーの不具合により、徐々に隙間が狭まっていた。	※()内は類似作業場所・内容等のメモ欄として活用ください。 <input type="checkbox"/> ()
2 ビルメンテナンス業	垂直搬送機の点検作業中、被災者が搬器内に立ち入ったところ搬器が急上昇し、その際に、身体が搬器側面と昇降路との間にはまれた。	<input type="checkbox"/> ()
3 畜産業	農地への堆肥散布後、堆肥散布機の清掃作業を行っていた作業者が、堆肥をほぐし散布するための装置（破碎ビータ）にはまれた。	<input type="checkbox"/> ()
4 陸上貨物取扱業	梱包機で製品を梱包していたところ、梱包機の上部可動部が下降し、頭部をはまれた。	<input type="checkbox"/> ()
5 鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	高所作業車に搭乗し柱上部への型枠取付け作業を行っていたところ、柱上部に結合されていた梁と高所作業車の力ゴとの間に頸部をはまれた。	<input type="checkbox"/> ()
6 自動車整備業	大型バスの車体とタイヤの間に頭を入れ車体の点検を行っていたところ、エアサスペンションの空気が抜けて車体が下がり、タイヤとの間に頭部がはまれた。	<input type="checkbox"/> ()
類似の作業場所・内容を確認しましょう！ 類似の作業場所・内容がある場合、右記の対策例を基に類似災害発生を防止しましょう！		<input type="checkbox"/> リスクアセスメントによるリスク低減措置の実施 <input type="checkbox"/> 安全衛生教育の実施 <input type="checkbox"/> 掲示板への掲示による周知 <input type="checkbox"/> 安全委員会にて協議 <input type="checkbox"/> その他()

3 外国人労働者の労働災害防止

厚生労働省では、委託事業（受託者：公益社団法人東京労働基準協会連合会）により、外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説する外国人労働者安全衛生管理セミナーを開催しています。参加費無料ですので、是非ご参加ください。その他、外国人労働者の労働災害防止に係る資料等は下部の二次元コードより厚生労働省HPにアクセスしてご確認ください。

セミナーの内容

- コミュニケーションのカギは「やさしい日本語」
- 視覚的な表現方法による「安全表示」^(*)
- 安全衛生活動（KYT、5S）等に参加させるときの留意点
- 外国人の健康診断に当たっての注意点

(*) 外国人労働者が労働災害防止のため必要な事項を視覚・直観的に理解できるイラスト等による表示及び外国語による注意喚起等の文言

⇒新たに開発中の最新情報を提供します

厚生労働省
ホームページ
(外国人労働者の
安全衛生管理)

【会場参集セミナー】

令和7年 11/12水 豊田	11/21金 郡山	11/25火 東京	11/28金 札幌	12/2火 伊勢崎
令和8年 2/4水 宮崎	2/10火 広島	2/12木 東近江	2/13金 大阪	2/17火 今治



【オンラインセミナー】

令和7年 11/25火	2/9月
----------------	------

Zoomウェビナー

詳細は右の二次元コードよりご確認ください。



スケジュール

4 令和7年発生の死亡災害概要（事故の型「墜落・転落」）

千葉県内で、令和7年1月1日から11月30日までに「墜落・転落」により、7人の労働者が死亡する労働災害が発生しています。事業者の皆様におかれましては、下表と類似の災害を防止するため、事業場内の安全衛生活動の総点検をしていただくようお願いします。

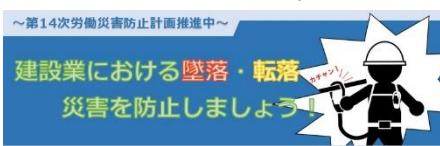
業種	災害発生状況	あなたの職場に類似の作業場所・内容等はありますか？
1 一般貨物自動車運送業	トラックベースで台車に乗せた荷の荷崩れを防止するためのラップ巻き作業を行っていた際、ラップを引っ張ったところラップが外れ、その拍子に後方のトラックベース端部から約1m下の地面に墜落した。	※()内は類似作業場所・内容等のメモ欄として活用ください。 □()
2 ビルメンテナンス業	建物の3階の窓ガラスの掃除を行うため、高さ約7m、幅約50cmの庇上で作業を行おうとした際、庇から地上へ墜落した。	□()
3 鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	躯体屋上の鉄骨梁上でデッキプレートの敷き込み作業中、デッキプレートの敷き込みが完了していない開口部から約27m下の躯体3階まで、墜落した。	□()
4 機械修理業	高さ約9mの天井クレーン上で点検作業を行っていたところ、地上に墜落した。	□()
5 木造家屋建設工事業	家屋基礎部のコンクリート打設を行っていた作業者が、コンクリートミキサー車のステップを使用し、送給ホース内の残コンをミキサー車に送り戻していたところ、ステップ上から地上に墜落した。	□()
6 その他の建設業	木造2階建家屋の解体工事作業中、2階床面の開口部から約3m下の1階床面に墜落した。	□()
7 砂利採取業	砂利製造粉碎機上部で修理作業中、被災者とは別の作業者が使用していた電動工具が停止したため、電気室にて同粉碎機とは関係のない操作盤を操作したところ、粉碎機も稼動し、粉碎機上部で作業を行っていた被災者が約3.6m下の床面に墜落した。	□()

類似の作業場所・内容を確認しましょう！
類似の作業場所・内容がある場合、右記の対策例を基に類似災害発生を防止しましょう！

□リスクアセスメントによるリスク低減措置の実施
□安全衛生教育の実施
□掲示板への掲示による周知
□安全委員会にて協議
□その他()

5 墜落災害を分析しリーフレットを作成しました！

直近20年間の建設業の死亡災害を分析し、防災対策の参考例を収録しました。チェックリストもご活用ください。



事例3 鉄骨梁上から墜落

●災害発生時の見取図



●災害発生状況

鉄筋コンクリート造 2階建の新築工事現場にて発生。
災害発生時、躯体の鉄骨が組みあがつた状態であった。次の工程に進むため、躯体にデッキプレートの搬入作業を行っていた作業者が、屋上部分の鉄骨梁上から約8m下の地上まで墜落し、死亡した。

リーフレットの一部抜粋です。

●災害発生原因

- (1) 作業者が作業を行っていた屋上階に親綱が設置されておらず、躯体内部には防網（水平ネット）が設置されていなかったこと。
- (2) 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に作業状況等を監視させていなかったこと。
- (3) 作業者に要求性能墜落制止用器具（フルハーネス）を着用及び使用させていなかったこと。

●同種災害の防止対策

- [1] 鉄骨の建方作業の進行に先行し、リスクアセスメントを実行し、親綱の取り付けや防網の設置による墜落防止対策等を検討し、その結果を踏まえて作業計画を作成する。
- [2] 作業計画の周知を図り、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任し監視させる。
- [3] 要求性能墜落制止用器具の使用を対策として選定した場合は、その着用及び使用を徹底させる。

ダウンロードはこちちらです。
(千葉労働局HPへ)



6 令和7年発生の死亡災害概要（事故の型「交通事故（道路）」）

千葉県内で、令和7年1月1日から11月30日までに「**交通事故（道路）**」により、7人の労働者が死亡する労働災害が発生しています。事業者の皆様におかれましては、労働者の交通事故を防止するため、自動車等を運転する全ての労働者に対し安全運転を呼びかけていただくようお願いします。

業種		災害発生状況
1	一般貨物自動車運送業	3t トラックを運転中、直線道路上で対向車の4t トラックと正面衝突した。
2	一般貨物自動車運送業	トラックで一般道路を走行中、道路が陥没しトラックごと墜落した。
3	その他の小売業	高速道路を走行中、中央分離帯に衝突し車両が左側に横転した際に、同乗者が車外に投げ出され死亡した。
4	一般貨物自動車運送業	4t トラックで高速道路を走行中、同一車線上を走行していた前方車両に追突した。
5	その他の小売業	商品をバイクで配達中、交差点進入時にトラックと衝突した。
6	建設設備工事業	工事現場の廃棄物を軽トラックで処分場に搬出し、現場に戻るため一般道路を走行していたところ、進行方向左側の街路灯に衝突した。
7	その他の食料品製造業	配達帰りに高速道路をトラックで走行中、トンネル入口で渋滞により停車していた車に追突した。

令和7年度の千葉県内で発生した交通事故（道路）による死亡災害に共通する要因として「**前方不注意**」が挙げられます。

右記の対策例を基に、車両を運転する全労働者に、安全運転の周知徹底を図りましょう！

7 労働安全衛生法等の一部が改正されます



7 安全衛生法等の一部が改正されます

改正法は令和8年1月1日から段階的に施行されます。
一部（注文者等の配慮）は公布日（令和7年5月14日）に施行済みです。
詳細は右の二次元コードより、厚生労働省HPにアクセスしてご確認ください。